

兵庫県公立大学法人副学長退職手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人が設置する大学の副学長（理事である副学長を除く。以下「副学長」という。）の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、副学長が退職し、又は解雇された場合にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

- 2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支給すべき退職手当の金額からその金額を控除して支払う。
- 3 退職手当は、その支給を受けるべき者の指定する預貯金口座に振り込むことにより支給するものとする。
- 4 退職手当は、副学長が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、兵庫県公立大学法人教職員退職手当規程(平成25年法人規程第47号。以下「教職員退職手当規程」という。)の適用を受ける教職員（以下「教職員」という。）の例による。この場合において、教職員退職手当規程第5条中「退職手当の基本額に、第14条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。」とあるのは、「退職手当の基本額に相当する額とする。」と読み替えるものとする。

(在職期間等の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間は、副学長に任命された日から起算して暦に従って計算するものとし、1年未満の端数が生じた場合は、教職員の例により計算する。

(副学長と教職員及び役員との間における退職手当の特例)

第5条 副学長が、引き続いて教職員又は役員となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 教職員から引き続き副学長となった場合、教職員の期間及び教職員退職手当規程により教職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間（以下「教職員としての在職期間」という。）は、副学長としての引き続いた在職期間とみなす。
- 3 役員（兵庫県公立大学法人役員退職手当規程(平成25年法人規程第45号。)第7条第2項の規定に該当する役員を含む。）が引き続き副学長となった場合の役員の在職期間は、副学長としての引き続いた在職期間とみなす。

- 4 第2項の規定に該当する副学長が退職した場合における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、次の第1号に定める額に第2号に定める額を加えた額とする。
- (1) 副学長の期間を基礎として、第3条及び第4条の規定により計算した退職手当の額
- (2) 副学長としての引き続いた在職期間とみなされる期間（前号の期間を除く。）を基礎として、その期間の最後に退職をしたときに、教職員退職手当規程第18条第1項の規定の適用がなかったとした場合に教職員退職手当規程により計算した退職手当の額
- 5 第3項の規定に該当する役員から引き続いて副学長になった者が退職した場合における退職手当の額は、次の第1号に定める額に第2号に定める額を加えた額とする。
- (1) 役員と副学長の期間を通算した期間を基礎として、その期間の最後に退職したときに第3条及び第4条の規定により計算した額
- (2) 副学長としての引き続いた在職期間とみなされる期間（前号の期間を除く。）を基礎として、その期間の最後に退職をしたときに、教職員退職手当規程第18条第1項の規定の適用がなかったとした場合に教職員退職手当規程により計算した退職手当の額
- 6 第4項及び前項の規定に該当する者が、教職員としての在職期間にかかる教職員退職手当規程による退職手当の支払いを受けている場合は、前項の規定は適用しない。
- 7 第4項及び第5項の規定に該当しない場合で、退職手当を支給する必要が生じた場合の退職手当の額は、第1項から第5項の規定に準拠するものとし、理事会の議決を経て理事長が定める。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 教職員退職手当規程第3条の規定は、第2条第1項に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。この場合において、これらの規定中「教職員」とあるのは、「副学長」と読み替えるものとする。

(退職手当の支給制限等)

第7条 退職手当の支給制限、支給の一時差止め及び返納については、教職員退職手当規程第20条から第27条までの規定の例による。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年2月3日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

（施行期日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。